

変動社会における子どもの社会教育の展開

— 学習コミュニティづくりのための調査研究 —

押 谷 由 夫

1. はじめに

子どもの教育は、今、大きな転換期にある。1980年度実施の新学習指導要領は、第3の教育改革といわれ、これを頂点とした様々な試みが実行されつつある。

以前の学習指導要領は、1968年に改正されたもので、世界的な経済成長、技術革新、情報革命の中で、つめ込み教育、過密ダイヤ教育を強制するものであった。今日あらゆる方面で顕在化している子どもの教育病理の一因が、この知育偏重教育にある、との認識にたち、ゆとりある充実した学校生活の実現をめざして今回の改正となつたのである。⁽¹⁾

他方、機能不全におちいった学校教育そのものを否定（ないし極端に機能縮少）し社会の教育化を主張する立場もある。脱学校論者たちである。今日の学校制度の中では、子どもの自由な教育はまったく考えられず、学校は昼間刑務所となっており、子どもが逸脱するのは当然である。今日の教育病理は、この官僚化された学校制度の当然の帰結だ、と主張する。⁽²⁾ そして新たに提案するのが、学校にかわる新しい教育体制である。

たとえばイリッチ (Illich I.) は、ラーニングウェヴ構想を主張する。⁽³⁾ 彼によると、望ましい教育制度は、①学習機会の保障②学習仲間の確保③公衆に訴える機会の提供、の3つの要件を十分に備えたものでなければならない。そのために、次の四種類のネットワークを提案する。第1が事物、つまりコミュニティ内の様々な施設の整備。第2が技能の交換システム、つまり教師またはスキルモデルを用意する技能センターや技能バンクの設置。第3が仲間選びシステム、つまり、同じ興味をもつ仲間を容易に探し出せるコンピューター・システムの導入である。第4が学習ネットワークを計画・設置・運営する専門的教師の配置システムである。

ベライター (Bereiter C.) は、イリッチほど極端ではないが、学校に代わる代替施設として①知的レクレーション②行動を促す施設③静かな場所④年令の混合⑤利用者が計画できる施設、をあげている。⁽⁴⁾ これらは、今日のいきづまつた学校教育を打破するものとして大いに示唆的である。

ところが、この脱学校論には様々な批判がある。⁽⁵⁾ 学校制度そのものをなくすのは現実問題として不可能だとする論は別にして、おおむね次の諸点があげられる。

第1は動機づけの問題。なるほど彼らの主張はわかるが、すべての子どもたちがはたしてそのような学習に動機づけられるだろうかという危惧の念である。

第2は、基礎学力の問題。たとえ自由な学習に動機づけられたとしても、彼らの主張する創造性ゆたかな学習を展開するのに必要な基礎的学力の形成が、こういった計画のない教育で実現できるのか。

第3は、はたして今日の日本の学校制度は、彼らの批判対象とした学校制度と同様、子どもたちの自由がまったく發揮できないものなのか、という批判である。

このようなことを考えると彼らの主張はわかるにしても、学校の否定まで走るのは極端すぎる。むしろ彼らの具体的な提案を、以上の批判を考慮しつつ、現代教育改革の延長線

上で考えられないか。

今日の全体的な教育改革の理論的支柱は生涯教育論である。⁽⁶⁾ 生涯教育論は、1970年代になってユネスコ会議で提案されたが、急激な社会変動に対応すべき新しい教育体系の確立をめざしたものであるだけに、我が国の教育界にも大きな影響を及ぼした。

この生涯教育論は、先の教育改革の動向からいえば、新学習指導要領にみられる学校内教育の改革と脱学校論にみられる社会の教育化（学校教育の否定ないし極端な機能縮少）のちょうど中間にあるといってよい。しかし、そこには、現在の学校教育の機能不全に対し学校教育の側よりもむしろ社会教育の側から解決策を見い出そうとする発想の転換がある。つまり脱学校論者のいう社会の教育化を、学校教育の否定ではなく、学校教育との相互連携のもとに達成していこうとするのである。⁽⁷⁾

実は今日の全体的な教育改革の動向をみれば着実に「学校の中の社会」から「社会の中の学校」へという方向にあることがわかる。⁽⁸⁾ 子どもの教育のみが、以前として「学校から」という発想が根強い。

そこで本論文は、こういった一連の教育改革の動向をふまえつつ、社会教育の側面から今後の子どもの教育はどうあればよいのか、とくに脱学校論者の提案を参考に、総合的な学習コミュニティの形成という立場から考察しようとするものである。

具体的には、第1に、今日の子どもの社会教育はどういった方向で展開されようとしているのか。

第2に、それらをふまえて総合的な子どもの学習コミュニティづくりを提唱したい。

第3に、高松市を事例にその妥当性ないし実現可能性を、文化施設の情況ないし具体的とりくみを調査することから明らかにし、あわせて高松市の子どもの社会教育の課題をも示すつもりである。

第4に、さらに学習コミュニティづくり構想をおしそすめるにはどんな研究が必要か。今後の課題を明らかにし、以後の指針としたい。

2. 子どもの社会教育の動向

社会教育はもともと学校教育とは、重なりあわないものとしてとらえられてきた。戦後の日本の教育体系をみても、社会教育法は学校教育法とは別個に制定されている。その第2条には、「この法律で「社会教育」とは学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と銘記されている。つまり社会教育は、学校教育をおえた、一般社会人用の教育で、知的なものよりむしろスポーツやレクリエーション活動や奉仕活動を通じて、地域住民のまとまりや地域文化の向上を培っていくとするもの、という考えが主流であった。

その後、社会が急激に変化するにつれ、社会教育における知的側面が重視され、各種学習教室やまた公害など身近な問題に対する住民運動をもりあげていくような活動もさかんにとりあげられるようになった。しかし、依然としてその対象は勤労青少年や成人が中心であった。

(1) 生涯教育の実現

我が国で在学青少年の社会教育が本格的にとりあげられたのは、世界的に生涯教育が脚

光をあびた1970年ごろからである。⁽¹⁰⁾

1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」の中で生涯教育の理念から教育の再検討、再編成が叫ばれ、社会教育としての在学青少年教育の必要性がはじめて強調されたのである。そこでは生涯の各時期を乳幼児、少年、青年、成人の4つに分け、それぞれの社会教育の課題が示されている。

少年期では（社会教育上、少年とは小学校及び中学校に就学する年齢層の子どもをいう）家庭、学校、社会の有機的関連の必要性をとき、「社会教育としての少年教育は、少年が地域社会等でさまざまな経験をもつことによって、家庭や学校には期待しにくいものを体得するところに独自の意義をもつものであって、ここでは年齢の異なる集団での役割分担、協同意識にたづ生活訓練、自然の中での遊びと鍛錬、興味・関心の持続的追求などが重視され、すべての活動が少年の自発性にたって展開されるところに特色がある」とする。

以後、この答申の線に沿って、在学青少年に対する社会教育がさかんに論じられるようになった。

そして、1974年社会教育審議会が「在学青少年に対する社会教育の在り方について」を建議し、子どもの社会教育に関する基本的あり方及び施策の方向が示された。先の答申でふれた在学青少年の社会教育の理念をさらに詳しく、具体的に示したものである。⁽¹¹⁾

とくに注目されるのは子どもの自発性に基づく多面的な活動を保障する環境づくりを主張している点だ。これと前後して、文部省社会教育局長通達「子どもの遊び場の確保について」や「公立少年自然の家について」などが出来、その実現にむけて具体的な施策が展開されている。また、今後全国的な規模で子ども自身で実験・実習や操作のできる「子ども博物館」を設立しようとする計画が、1979年度から実行に移されている。⁽¹²⁾

一方、こういった教育理念からの子どもの社会教育の主張と同時に、地域社会（文化）の育成という立場から子どもの社会教育をみなおそうとする動きもある。

(2) 地域文化の育成

最近の流行語に「地方の時代」がある。いうまでもなく、あらゆる分野で、地方のよさをみなおそうとする動きである。⁽¹³⁾

政府は具体的に三全総計画や田園都市構想などを打ち出し、その実現に向けて動き出している。そのための施策として国土庁は、三全総計画の中で地域特性を生かしつつ、それぞれの定住圏において総合的居住環境の整備を進めることが基本的課題である、とし3つの基本整備計画をたてている。1つは、教育、文化、医療施設の適正配置、2つは工業の再配置、3つは交通通信体系の整備である。このうちとくに注目されるのは文化施設の整備及び配置計画である。⁽¹⁴⁾

表1 文化施設の地域別配置構想（参考例）

表1は、その中で主張されている文化施設の地域別配置構想を示している。この表の特徴は、全国的施設と地方（ブロックの）施設と都道府

地域区分	I 定住区	II 定住圏	III 都道府県	IV ブロック	V 全国
	← 市町村立 →		← 都道府県立 →		← 国立（国公共同）→
公 民 館	文化会館	県民会館	大規模劇場・ホール	国際会議場 国立劇場 国立博物館 国立美術館 国立国際美術館 国立民族学博物館 国立歴史・民俗資料館 現代舞台芸術 古典芸能のための施設 東西美術・写真資料センター 美術工芸品修復センター 高度専門図書館	所蔵品貸与・巡回公演のための施設
児 童 館	博物館 科学博物館 美術館 歴史、民族資料収蔵施設	総合博物館 総合美術館 県立陶磁器資料館 複合的文化施設			
歴史、民族資料収蔵施設	名勝天然記念物保全、見学施設	埋蔵文化財調査センター、風土記の丘 工芸技術研修所			
地区図書館	図書館	総合図書館	大規模図書館		

県の施設、定住圏の施設、定住区の施設というふうに各段階別に具体例が示されている点である。そして、これらの整備と同時に参加する文化活動を奨励すべく支援活動も計画されている。

これらは、勤労青少年や成人を中心と考えられているが、その効率的利用を考えれば、子どもにも十分利用可能なものである必要がある。また、こういった施設が整備されれば、子どもの学校外教育をより豊かなものにすることはまちがいない。

地域文化の育成という今日的行政課題が、実は、子どもの社会教育の今日的流れと、密接にかかわっているのである。つまり生涯教育の実現を地域文化の育成という立場からとらえなおす必要性を示している。このような状況を考えるとき、早急に地域の文化施設整備の方向を、生涯教育の実現という角度から再検討することが要請されるのである。

しかし、現存の研究をみた場合、こういった立場からとくに子どもの社会教育を中心になされた研究は以外と少ない。¹⁷⁾今ようやく、メスがいれられつつあるといった状態である。

3. 子どもの社会教育の展開原理——学習コミュニティづくり

以上の動向をふまえながら、これから子どもの社会教育の具体的な展開方法を考えてみよう。

まず総合的な子どもの学習コミュニティづくりを提案したい。先に三全総計画の文化施設の地域別配置構想を示した(表1)。子どもの学習コミュニティづくりにおいてももちろん、文化遺産の保護、芸術文化の振興、文化施設の整備、文化的地域環境づくり、という4つの視点からの総合的なとりくみが必要である。しかし、ここでは学習コミュニティを定住区ないし、定住園くらいに限定して考えたい。というのは、子どもがつねに利用できる施設は定住区のものであり、しかも特殊な地域にしか適用できないものより、かなり一般的な地域に適用できるものを提案したいからである。

つまり、ここでいう子どもの学習コミュニティづくりとは、子どもの日常の生活行動圏すべてを考慮に入れた学習環境の整備及び学習活動の促進を意味している。

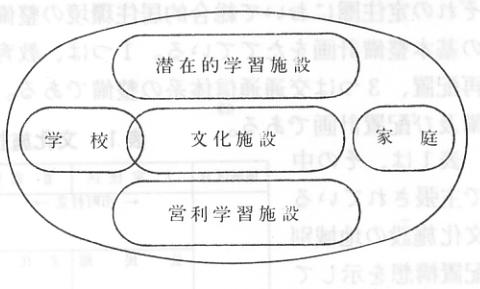
(1) 学習施設の類型化と2つの核

ところで、この学習コミュニティにおいて中心的役割をはたす学習施設にはどのようなものがあるか。図1は、その主なものをあらわしている。

第1に考えられるのが学校。いうまでもなく子どもは学校への就学が義務づけられている。

第2が文化施設。一概に文化施設といつても様々である。ここでは、子どもの利用できる体育施設(体育館、運動場、競技場、球技場など)、公民館、図書館、児童館・文化館、博物館、公園、宿泊施設、各種文化財などのいわゆる学校外教育のための非営利施設をさしている。なお学校と文化施設が重なっているのは、コミュニティ・センターや校庭開放の運動場や体育館、学校の資料館などのように双方の役割をはたすものがあるためである。

図1 学習コミュニティにおける学習施設



第3は、営利学習施設である。代表的なものに塾がある。今日の学校外教育の中で塾を中心とした営利学習施設の存在は無視できない。これを全体的な学習コミュニティの中はどう位置づけるか、重要な問題である。ここでは、あくまでも他の学習施設の補完的役割をはたすものとしてとらえておきたい。

第4は、潜在的学習施設である。表面上・名目上は学習施設でなくても、潜在的・実質的には十分な学習施設としての実態をもっているものがたくさんある。たとえば、あき地、山や海の自然、百貨店や各種施設の催しもの会場や展示会場などである。これらはそれぞれ無意図的な教育効果をもっている。

第5は、家庭(家屋)である。どんな子どもも自分の住むべき家(施設の場合もある)をもっている。そこで生活時間は、他の学習施設に比べてはるかに多い。従って家庭内の学習環境が子どもに与える影響もきわめて大きいわけである。

もちろん、子どもの学習コミュニティづくりにとってこれら5つの学習施設それぞれの充実が望まれる。しかし、学習コミュニティ全体の整備を考えるには、どれかを核にする必要がある。学校を核にするという提案は若干の学者によってなされているが⁽¹⁹⁾、ここでは、学校と文化施設の2つを核として提案したい。

それは次の理由による。第1は、先ほどの脱学校論の主張にみられるように、文化施設利用学習の可能性にすばらしいものがあるということ。第2に、文部省や国土庁の計画などに文化施設の充実が叫ばれ、実行に移されていること。第3に、文化施設には学校にはない自由なとりくみが可能のこと。そして第4に、学校外の学習場面が増大し、今日では営利学習施設、とくに教育理念から逸脱したような塾が学校と並ぶ核になっていること。第5に、子どもにとって最も重要な家庭環境の改善は容易ではない。むしろ、学校や文化施設のとりくみを中心としながら、間接的に家庭環境の整備をはかっていく方が現実的と考えられるからである。

(2) 学習コミュニティづくりの視点

では、これらの施設が整備された学習コミュニティを形成するにはどのような点を考慮すればいいのか。子どもの利用できる文化施設を中心に、条件整備の方法と運営、指導の方法にわけてみることにしよう。

まず条件整備の方法からみていく。

第1に、先ほども指摘したが、今日の地方の時代においては単に教育行政の一部としてではなく、地域の総合的な行政施策の中で学習施設の整備が行なわれねばならない。

第2に、整備の方法は、それぞれのコミュニティの独自性に応じて考える必要がある。たとえば、中心部に総合学習施設を設置し、その周辺に様々な条件を考慮して各分野別の学習施設を設けるのもひとつの方法である。そのコミュニティ内で程度の差はある、あらゆる分野の学習を可能にする必要がある。

と同時に、第3に、歩いて20分から30分以内に公民館などを利用した気軽な子ども用相談学習施設を設け、学習指導員を常備しておくのが望ましい。つまり、いつでも必要に応じ利用できる相談機関としての学習施設の整備である。

第4に、その指導員はたとえばアカデミック・バンクとして登録制にし、子どもの学習要求に容易に答えられるようにしておく(とくに、かなりの専門的知識と経験のある者で、退職者・婦人・学生などの知的有閑者を確保するのが望まれる)、などの方法がある。

次に運営、指導上のポイントは何か。

第1に、子どもの自由な学習活動を保障する場の提供。各学習施設に、いつでも自由に利用できる学習の場を設け、学習者の要求に応じていろんなものを補充していくようにする。と同時に、子ども用学習教室を積極的に展開して、あらゆる学習分野の啓発が行われる必要がある。

第2に、子どもの学習要求をうけ入れる体制が整っていること。とくに各文化施設が一種の情報提供機関の役割をはたすことが望まれる。たとえば、テレフォンサービスの充実。時間を区分けしていろんな学習コーナーを設け質問に応じたり、一定期間ごとにプログラムをくんで自動的に特定の情報を提供できるようにすることなどが考えられる。これらは一部実践に移されているものもある。²² また協同学習をするための仲間さがしや、指導者さがしも行えるようにしておく必要もある（イリッチのいう仲間さがしシステム、技能パンクシステム）。

第3に、各学習施設間の連携を保つこと。とくに学校と文化施設及び文化施設間の連携を密にする必要がある。そのことによって、お互いの特性が生かされるであろうし、文化施設利用学習をより魅力的なものにするはずである。

第4に、地域ぐるみで総合的な催しが定期的に開催されること。目的少年団体や子ども会すべてが参加できる催しを計画したり、各種のコンクールや発表会を各文化施設が行うこととも考えてよい。

以上の視点は、我々の行った一連の調査研究や文献研究から導いたものである。はたして現実の子どもの社会教育をみた場合、これらがどの程度達成されているか。またどれだけ妥当性をもったものなのか。高松市を事例にみてみよう。

4. 具体的なとりくみ——高松市の場合

ここでは、今あげた観点と比較しやすいように、文化施設の設置状況、学校と文化施設の連携、文化施設が子ども用に行うとりくみ、文化施設間の連携と子どもの要求のうけ入れ対策、にわけてみることにする。

(1) 高松市の文化施設

まず高松市にはどのような文化施設があるか。大きく5つに分類してみていく。

第1は、学校と連携した校外学習を行う総合文化施設。これには高松市民文化センター、五色台少年自然の家及び自然科学館、屋島少年自然の家の4施設がある。高松市は小学5年生と中学1年生全員に市民文化センターを利用したセンター学習を課している。また中学校は2年生が全員、五色台少年自然の家か屋島少年自然の家を使った集団宿泊学習を行っている（ただし、これは全県下）。五色台にはその他に自然科学館などがあり、集団宿泊学習に利用される。

第2は、博物館、資料館、図書館などの専門施設。これには、高松市立美術館、香川県立図書館、高松市立図書館、瀬戸内海歴史民族資料館、香川用水資料館、香川県文化会館、讃岐民芸館、それに法人の施設として栗林公園動物園、屋島山上水族館、四国民家博物館、屋島寺宝物館、の計11施設。それぞれがかなり充実している。

第3は、体育施設。市立ではプールとヨット競技場、体育館、中央球場、県立ではプール（大的場健康体育センター）、体育館、武道館、屋島陸上競技場、その他に運動場や庭球

場もある。県は県民皆体育、市は市民スポーツを合言葉に、積極的な体育行政を行っている。その関係で体育施設は相当充実している。

第4は、公民館。中央公民館の他に地区公民館および管理公民館があわせて36館（うち分館4）ある。高松市の面積が 195 km^2 だから、約 5.4 km^2 に1館、人口比でいえば、約9千人に1館の割で公民館が設置されることになる。老朽化しているものもあるが、ほとんどは2階建ての立派な多目的施設になっている。中央公民館は、高松市民文化センターの中にあり、具体的な活動は、文化センターを使って行われる。

第5は、公園である。自然環境にめぐまれている高松市には比較的多くの公園がある。1979年9月現在59ヶ所、127.87ha（他に条例に登載されない公園が7カ所19.14haある）。1人あたりの公園面積は 4.1 m^2 あり全国平均 3.4 m^2 よりかなり上回る。その内訳は、市民生活にとくに関係の深い「住区基幹公園」に限ってみると、児童公園47か所 10.61ha 、近隣公園2か所 3.7ha 、地区公園1か所 3.52ha 。他に総合公園(2)、運動公園(1)、歴史公園(2)、墓園(1)、緑地(1)、緑道(2)などがある。

以上、高松市の文化施設の実状をみてきた（他に貸館として市民会館がある）。文化都市高松を裏づけるかのように各方面にわたってかなり充実していることがわかる。

しかし条件整備に関して問題がないわけではない。現在課題となっているものに中心部の総合公園の建立、老朽化した美術館の拡張・新築などがある。我々のいう子どもの学習コミュニティの形成という観点からみると、さらに音楽関係の施設、外国文化センター及び数学関係の学習センターなど、音楽、外国語、数学関係の施設を充実させて、あらゆる学習の専門的中心施設を設けたい。また、松山のこどもの家の親子で遊びながら学習できる総合的な実験学習施設も中心部に設けたい。

さらに問題は、専門職員の数である。以上の施設がどれだけ充実していようともそこで働く専門職員が十分に確保されなければその効果的活用は期待できない。構想として提案したアカティミック・バンクはもちろん採用されていない。各文化施設の職員数も少ない。今後いかに専門職員を確保するか大きな課題であろう。

（2）学・社提携の実状

さて、今度はそれぞれの文化施設が行う主なとりくみをみていこう。まず、学校と提携した校外学習の実状からみていく。

センター学習²³⁾

高松市民文化センターで行われるセンター学習は、1972年度から始められ、今では小・中学校の教師と職員で文化センター学習運営委員会を設け、より活発な運営をはかっている。

「文化センター学習の手引き」には、「センター学習のねらいを、「各小・中学校の校外学習として、高松市民文化センターの施設・設備を利用し、児童・生徒の能動的活動を中心とした学習を行い、教科及び教科外の学習に関連のある発展的なもので、学校ではえられない経験を得させる」と記してある。利用できる施設は科学展示室、プラネタリウム室、美術室、工作室、視聴覚鑑賞室、料理教室、音楽室、児童閲覧室、郷土室、それに別館の体育館と茶華道室、各集会室である。そこでは、ほとんどあらゆる分野の学習を行うことができる。

では具体的にどう学習が計画されるか。一応センター学習の手引きの資料編で、各学習

ごとにユニット例が示され、おおむねこれに基づいて計画される。そこでは、センターの施設・設備の特性が学習の中で生かされること、各小・中学校ごとの特性が考慮され、児童・生徒の能動的学習が重視されること、とくに、地域に密着した学習、さらに実際の生活や教育の場で使えるような学習が重んじられる。センター学習のための準備学習や予習などが事前に学校で行われるのが普通である。

集団宿泊学習

次に、五色台と屋島で行われる集団宿泊学習はどうか。集団宿泊学習は、当初五色台教育と呼ばれ、1971年から県下の中学生全員に課せられた。1976年から屋島の少年自然の家も協力するようになり、集団宿泊学習と名称が変更された。どちらを選ぶかは学校の自由選択で、山の学校は海の近くにある屋島へ、海に近い学校は五色台へ行くようだ。1978年度は屋島18校、五色台62校となっている。

五色台、屋島ともに史蹟や自然環境に恵まれ、それらすべてを利用した総合的な学習が組まれている。

五色台には、五色台少年自然の家、五色台山の家、五色台野外活動センターの他に、自然科学館、瀬戸内海歴史民俗資料館、よい子の科学広場、五色台つどいの家、五色台国民休暇村、自然観察地がある。そこでの集団宿泊学習は少年自然の家と、自然科学館を中心となってとりくんでいる。

センター学習同様、しおりが各校にくばられ、それにもとづき自校の実状にあわせて、係の教師が計画をたてる。3泊4日の長期にわたるため事前学習はかなり厳密に行われ、生徒に手わたされるたくさんの資料をもとに、五色台の自然や学習内容、さらに、活動の意義や計画について学習される。この集団宿泊学習を媒介として、地域への愛着や仲間との連帯感、学校ではできない学習、さらにはのち個人による五色台施設利用学習への道案内をもしようとしているのである。

これらは屋島においても同様である。ただ、自然科学館の協力がないために、どうしても体育・レクレーション活動に重点がいきがちである。しかし、地引網や魚拓づくり、カッターなど他では味わえない貴重な経験をすることができる。

こういった課題（義務）としての校外学習の他に、各学校独自で行う学習にも門戸を開いている。五色台では小学校の集団宿泊学習が25校、屋島では36校もある。また美術館や各種資料館も学校ぐるみないし学年単位で利用するところがある。新学習指導要領の「ゆとりと充実」の教育実現のひとつ的方法として今後ますます多くの利用が予想される。

いうまでもなく、こういった校外学習を行う文化施設は、我々のいう学習コミュニティの中心的役割をはたすものである。そしてこの学校での校外学習を媒介として、さらに文化施設利用学習に目をむけていくのである。我々の行った調査では、こういった校外学習によって、児童・生徒の文化施設利用は大幅に増えていることが示されている。

実は、これらの施設は、学習者に対し、文化施設利用学習に魅力を感じるような独自の試みも同時に行っているのである。

(3) 文化施設が主催する子ども用行事²⁴⁾

そこで、次に先ほどみた高松市の文化施設の分類に従って、それぞれがどのような子ども用のとりくみを行っているか、みることにする。

高松市民文化センター

まず、高松市民文化センターの行うものからみていく。

第1に日曜子ども教室。これは春と秋の2回行われ、3ヶ月ほど継続される。コースは、工作、囲碁、音楽、天文、科学、図画、油絵、社会、体操などがあり、ほとんどが30名の定員制である。若干を除き小学1・2・3年、小学4・5・6年、小学4・5・6・中学生、及び中学生という形で異学年にわたりクラスが編成されている。

第2は、母子センター学習。夏休み中（約1ヶ月間）に、文化センター施設を使って母子一緒に学習を行うのである。対象は、市内在住の小学校1年生から6年生までの児童とその母親で、コースは1年A、1年B、2年A、2年B、3年、4年、5・6年の7つに分かれ、それぞれ定員は40組となっている。学習内容は、母子するもの（映画、天文、体操）、母親だけするもの（家庭教育、料理、手芸、健康体操）、子どもだけするもの（科学理科、工作、絵画、映画）とがある。講師は、小・中学校の教諭や大学の教官、文化センターの職員及び各種学校の教師があたる。理想的な協力体制とみることができる。

第3は、プラネタリウムの投影。星と音楽の夕べ、親子で星を見る会を毎週行っているし、天体同好会の育成もはかっている。

第4は、親子映画会。毎週土・日曜日に行われる。1977年度の観覧者数は22,381人にもなっている。

第5は、展示事業。天体写真展及び日曜子ども教室作品展など、市民文化センター主催事業の展示会を開催している。

以上の催しは、高松市の公報によって全戸に知らされる。

少年自然の家（五色台、屋島）

五色台では、主に次の4つの子ども用行事が行われる。

第1が天体観測実技講習会。毎年夏行われ、対象は県内の小・中・高校生、一般で約100名の定員制である。実技指導は、市民文化センターで行われ、実習が自然の家で行われる。

第2は、自然を楽しむ会。毎年、春、夏、秋の3回行われる。対象は県内の児童・生徒で、各回とも定員100名である。五色台の自然科学館などと協力して、観察学習、見学学習が行われる。

第3は五色台ファミリーキャンプ大会。1泊2日の日程で年2回行われる。親子との協同体験による心身のふれあいをめざし様々なプログラムが組まれている。

第4は、親子で星を見る会。これは年5～10回行われる。高松市民文化センターと協力しながら、プラネタリウムによる学習や天体望遠鏡による学習が行われる。

他方、屋島の方の活動もさかんである。主に次の3つの子ども用行事がある。

第1に、継続学習。これは、1979年度からの新しい試みで、親子野外活動のつどい、海に親しむカッターのつどい、親子自然探索のつどいの3回、同じメンバーで行われる（カッターのつどいのみ子どもだけ）。1泊2日か2泊3日の日程である。小学4・5・6年生とその父母が対象である。

第2は、屋島の自然に親しむ親子のつどい。秋に1泊2日、小・中学生とその父母が対象である。伝承あそび、史跡オリエンテーリング、地引き網などが行われる。

第3は、冬にきたえる少年少女のつどい。冬に1泊2日、小学4・5・6年で行われる。内容は、冒険あそび、北嶺ハイキングなどである。なおこれらはいずれも定員が150～200名。また、五色台、屋島ともに、子ども会や各種少年団体の利用もうけつけているし、指

導者用の講習会も行っている。

以上にあげた3つの施設は、子ども用学習施設の中心としての役割を十分はたしていることがわかる。ではそれ以外の施設ではどうか。まず専門施設についてみていく。

博物館・資料館・図書館などの専門施設

専門施設のうち一番活発なのが高松市立美術館である。毎年図工講座が3期（各期3か月間）にわけて開かれる。対象者は、市内の小学生及び5歳以上の園児。各期とも250～300名が参加する。さらに夏には、夏期図工講習会がある。対象は同じだが、期間は5日間である。受講生は約450名。これらは図工の教師の協力をえている。これ以外に児童・生徒絵画作品展、書初展なども主催している。

図書館は、県立、市立ともあまり活発ではない。県立では絵本と童話のサロンを設け、人形劇や絵本を親子で作る講座を設けているのみである。市立の方は、読書サークルの協力で、影絵人形の作り方、あやつり方、自作自演子ども絵芝居大会を行っている。また、夏休みに移動図書館の一種である緑陰文庫を開設したり読書と映画の会を行ったりしている。

財団法人の施設は、それぞれ固有の教室を設けている。栗林公園動物園は夏休みサマースクール、屋島山上水族館は魚の教室、四国民家博物館は竹細工教室それに新聞社と共に催で写生大会を行っている。

他の専門施設は、いまのところ子ども用の主催行事を行っていない。

体育施設

体育施設の行う子ども用主催行事はあまり多くない。むしろ市や県のスポーツ課などが主催する行事の方が多い。

市立の施設では、市民プールが園児と母の水遊び教室、ヨット競技場が少年ヨット教室を開いている程度である。

県立の施設になると主催行事は少し多くなる。県立プールでは子ども水泳教室と育成水泳教室が毎月開かれる。また県立体育館では、親と子の体操教室やミニバスケットボール教室が、児童対象に行われる。武道館では、年に2回、柔道剣道、弓道、空手道、薙刀の初心者用教室が開かれる。定員は30～60名、小学生以上のものと中学生以上のものとがある。それぞれ1ヶ月から2ヶ月続けられる。さらに経験者用には、それぞれ土用げいこ、寒げいこの教室が開かれる。屋島陸上競技場は、初心者用に少年サッカーのつどい、陸上競技のつどいがある。陸上競技のつどいは年3回それぞれ1カ月間行われる。対象は、中学生と小学5・6年生、小学4・5・6年生に分かれている。募集人数は各30名である。以上の他に、子ども会や少年団と共に催の行事もある。

また市や県のスポーツ課では、これらの施設でできないスポーツ教室も積極的に開いている。親子で現地へ行ってのスポーツ教室が多いのも特徴である。

公民館

公民館が主催する子ども用行事は、高松市の場合、他の都市と比べかなり少ない。何らかの子ども用教室を開いているのは、36公民館中10館。その内容も書道教室が大半で、それ以外は剣道教室とそろばん教室、英語教室のみ。しかもそろばん教室、英語教室ともわざかに1館にすぎない。希望者はすべて参加できるが、平均30名から50名である。公民館は地域に最も密着した文化施設として常に利用可能なもので、我々のいう学習コミュニティ

イづくりにはたす役割は大きい。なお一層の積極的などりくみが期待される。

ただ、高松市の場合、子ども会の組織率が95%以上で、その活動もかなり活発である。

従って、公民館を使った子ども会主催行事は多い。

しかし、公民館が学習コミュニティの最も身近な学習施設として位置づけられるには、子どもの多様な学習要求にこたえる教室なり行事を率先して行う必要がある。事実、我々の調査でも図2のように公民館で様々な学習教室が開かれれば参加したいとするものがほとんどにおいて過半数を占めている。²⁵⁾

公園

現在の高松市の公園には、独自の運営委員会はない。従って、そこでの行事はすべてが、教育委員会や子ども会、各種少年団体及び地域住民が主催するものである。

市の教育委員会が主催するものに限ってみると、玉藻公園を使った子どもまつりがある。5月5日子どもの日に公園を無料開放して行われるもので、高松市の人も会育成連絡協議会と共に、大学のクラブ、町の紙芝居のおじさんや劇団、各種少年団体及び各種研究会の協力のもとに盛大に行われる。

学校や子ども会や目的少年団体単位の催しもあり、参加者は毎年約3万人にも及ぶ。あまり盛況なために最近では2月に新春子ども大会も開いている。かるたとりや竹馬、羽根つきなどが行われる。さらに親と子の創作童話やユネスコサマースクール絵画教室が、他の施設職員との協力で行われる。

これ以外の公園では、わずかに河川敷公園でソフトボール大会が行われるのみで、あとは、子ども会や地域住民などが自由に使っている。

全体的傾向

以上高松市の文化施設が行う子ども用主催行事をみてきた。高松市民文化センターと少年自然の家を中心にならん活発な活動がなされていることがわかった。

しかし、図3で示しているように、博物館・資料館及び屋外体育施設や公民館に子ども対象行事をしていない施設が半数以上ある。さらに図4で、学習分野別の子ども募集人員をみると、1,500人をこえるのは理科、美術・図工、体育関係のみで、算数関係はない、英語、音楽、社会、国語関係なども200~300人程度である。先にみた図2の子どもの学習要求とのズレが指摘できる。我々のめざす総合的な学習が可能なコミュニティをつくるには、これらの施設の充実と同時に、この分野の子ども用行事の積極的開催を望みたい。

図2 近くの公民館などでの学習教室参加希望度

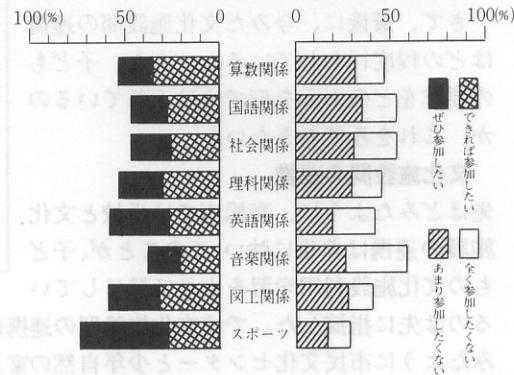
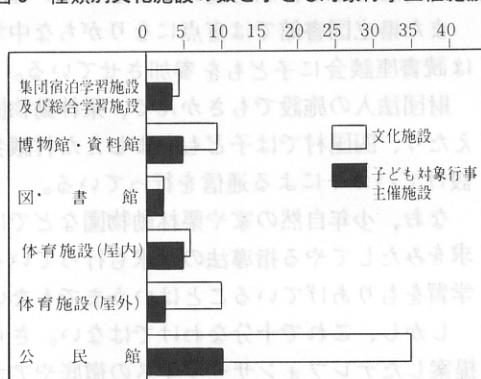


図3 種類別文化施設の数と子ども対象行事主催施設数



なお、玉藻公園で行われる地域ぐるみの子どもまつり大会は、子どもの社会教育を活性化する大きな力になっていることがわかる。

(4) 文化施設間の連携と子どもの要求の受け入れ対策

さて、最後に、今みた文化施設間の連携はどの程度行われているか、また、子どもの要求をどのような形で受け入れているのか、これをみておきたい。

文化施設間の連携

先ほどみたように、高松市では学校と文化施設の連携は非常に強い。このことが、子どもの文化施設利用学習をより活発にしているのは先に指摘した。では文化施設間の連携はどうか、各文化施設の子ども用主催行事でみたように市民文化センターと少年自然の家及び美術館などは、かなり連携が保たれている。当然のことながら、同じ種類の公立施設は結びつきがかなり強い。また子ども教室の講師も多方面からあつめられる。

しかし、その催しなどをみると、調整をはかった方がよいと思えるものが多い。たとえば高松市の子どもの中心的学習施設たる市民文化センターの子ども教室では、各種の専門施設を使った学習をもつて考えてよいし、それを媒介にして各専門施設が独自に教室を開いてさらにその学習を発展させるような連携が保たれてもよい。とくに高松市の場合、法人の文化施設との交流をもっと行う必要がある。

子どもの要求の受け入れ対策

高松市の文化施設には、子どもからの学習要求を受け入れていこうとする積極的な姿勢がみられるものが多い。

たとえば、市民文化センターや少年自然の家、自然博物館などは、いつでも子どもの要求に対応できる体制を整えようとしているし、電話での質問もうけつけている。

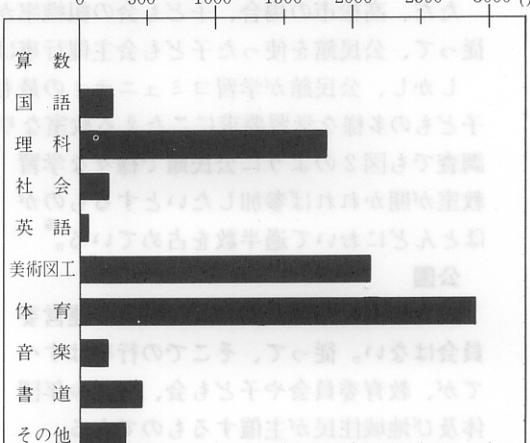
また県立図書館では盲点になりがちな中学生用のコーナーを設置したり、市立図書館では読書座談会に子どもを参加させている。

財団法人の施設でもさかんで、栗林動物園では、子どもの目の高さを考慮した展示を考えたり、四国村では子どもをmajieda村議会を開いたり、屋島水族館では質問コーナーを設けてハガキによる通信を行っている。

なお、少年自然の家や栗林動物園などでは子ども指導者用の講習会を開き、子どもの要求をみたしてやる指導法の探求も行っている。こういったことが、子どもの文化施設利用学習をもりあげていることはいうまでもない。

しかし、これで十分なわけではない。さらに総合的な受け入れ対策が必要である。先に提案したテレフォンサービスの徹底やアカデイミック・バンクなどは是非実現させたいものだ。

図4 学習分野別募集人員（主なもののみ）



自由参加もあるので、実際はこれを上回る

5. おわりに

以上、我々のめざす子どもの学習コミュニティとはどういったものか。その妥当性ないし実現可能性を高松市を事例に考察した。最初に指摘した脱学校論者が学校にかわるものとしてあげた代替教育施設ないし教育システムは、今日の社会においてかなりうけ入れられる要素をもっていることが明らかになった。また、彼らの主張する代替教育システムの実現には、むしろ学校の役割が不可欠なことも明らかになったと思う。

学校の教育は、今、彼らの批判する管理化システムから、ゆとりと充実を目標とした脱管理化システムないし柔構造化システムに移行しつつある。また彼らの恐れる社会の学校化、つまり社会教育の管理化は学校との連携によって強化されるものではない。高松市の例にみられるように学校との連携の中でも、いやその中でこそ、学校外教育の独自性が生かされ、子どもの自由な学習活動を促進し、彼らのいう代替教育システムの実現を可能にすると思えるからである。

さらに地方の時代といわれる今日において、我々の主張する地域ぐるみの学習コミュニティづくりが、単なる空想ではなく現実味をもったものであることが明らかになったと思う。しかし今後に残された課題も多い。

第1に学習コミュニティ内の他の学習施設(營利学習施設、潜在的学習施設、家庭)のとりくみ及び関連のあり方。²⁶⁾

第2に、子ども以外の社会教育との関連。全体的な社会教育の中で今るべき子どもの社会教育がどのように結びつけられるか。

第3に、高松市以外の地域での妥当性の検証

第4に、それらをふまえて地域の状況や特性に応じた学習コミュニティづくりのモデルの作成

第5に、さらに、そのような学習コミュニティの中で各文化施設はどのようなとりくみを行えばよいか。種類及び属性ごとの具体的な展開モデルの作成。²⁷⁾などがある。今回の研究をもとに発展させていきたい。

〈注〉

- (1) 永井道雄『これからの教育について』 国土社 1978など参照。
- (2) Lister, I., Deschooling, Cambridge, 1971, Goodman, P., Compulsory miss-education, Random House, 1964 (片岡徳雄監訳『不就学のすすめ』 福村出版 1979)
Illich, I., Deschooling Society, Harper & Row, 1978, カール・ペライター, 下村哲夫訳『教育のない学校』 学陽書房 1977. ジョン・ホルト, 山崎真穂訳『学校 その自由と権威』 玉川出版 1978など参照。
- (3) Illich, I., ibid., pp. 103~150.
- (4) カール・ペライター, 下村哲夫訳, 前掲書, 164~173頁。
- (5) 例えば, イヴァン・イリッチ他, 松崎巖訳『脱学校化の可能性』 東京創元社 1979.
Head, D., Free Way to Learning, Penguin Books, 1974, pp. 23~29. 片岡徳雄『学級集団の経営』 ぎょうせい 1979, 43~46頁など参照。
- (6) ジョージ・W・パーキン, 山岡元嗣訳『生涯教育——ユネスコ調査』 同文館 1979.

新堀通也『社会教育の方向』ぎょうせい 1971. 河野重男・新堀通也編『教育改革の世界的動向』学習研究社 1979. など参照。

- (7) 林部一二『学校教育と社会教育』明治図書 1976, 11-31頁。
- (8) この表現については、拙稿「子どもの文化施設利用学習の可能性に関する一考察」(日本教育社会学会編『教育社会学の展望』東洋館出版 1979, 114-115頁) 参照。
- (9) 文部省社会教育行政研究会編『社会教育行政必携、昭和54年版』第一法規 1979, 34頁。
- (10) 林部一二, 前掲書。
- (11) 文部省社会教育研究会編, 前掲書, 103頁。
- (12) 同上, 136-146頁。
- (13) 1979年度にまず広島市、富山市、岐阜市で設置された。
- (14) 広島県知事の宮沢弘著『地方都市ルネッサンス』日経新書 1977は、地方都市復権のための具体的提案を行っており参考になる。
- (15) 國土府計画・調整局編『第三次全国総合開発計画第6巻(定住構想編その3)』國土計画協会 1979, 1407-1493頁。
- (16) 同上 1431頁。
- (17) たとえば、酒匂一雄編『地域の子どもと学校外教育』東洋館出版社 1978. 永井憲一編『学校教育と社会教育の結合』勁草書房 1979. 林部一二, 前掲書. 井上・上滝・宮田・吉本編『あすへの地域教育』ぎょうせい 1976. 吉田昇編『学校外教育』亜紀書房 1979. などが最近出版されているが、このような観点からの実証的研究は以外と少ない。
- (18) 國土府計画・調整局編, 前掲書, 1425頁。
- (19) 松原治郎編著『コミュニティと教育』学陽書房 1977, 193-219頁。
- (20) このようなことに関する先行研究として、総理府青少年対策本部が、『我が国における青少年教育文化施設に関する調査研究』(1978) の中で青少年教育文化施設に関する対策と提言を行っている。しかしここでは、さらに観点をひろげて総合的に論を展開している。
- (21) たとえば具体的に「シルバー人材センター」の構想を労働省がうち出しているし、若干の県では、すでに体育指導員を登録制にし、住民や各種団体の要望に応じて派遣される、というシステムをとっている。
- (22) 文部省は1980年から全国28ヶ所の社会教育センターや図書館で学習情報のテレフォン・サービスを行う計画を出している(朝日新聞 1979年8月15日 朝刊)
- (23) センター学習の評価なし子どもの反応などについては、拙稿「学・社提携の具体的展開に関する一考察」(『教育学研究紀要 第24巻』中・四教育学会 1979, 73-75頁) 及び 拙稿「子どもの文化施設利用学習の可能性に関する一考察」(日本教育社会学会編『教育社会学の展望』東洋館出版 1979, 114-125頁) 参照。
- (24) これについての詳細は、第26回日本社会教育学会(1979年)で、「子どもの文化施設利用学習の可能性に関する調査研究——高松市の各文化施設のとりくみを事例として——」と題して発表した。
- (25) 拙稿「子どもの文化施設利用学習の具体的展開に関する調査研究——小学生の反応及び希望調査を中心として——」(『教育学研究紀要 第25巻』中・四教育学会 1980) 参照。
- (26) 第1、第2については、たとえば 野口博通編『青少年教育の実践』全日本社会教育連合会 1978. 行政管理庁行政監察局編『公的余暇施設の現状と問題点』大蔵省印刷局 1977.

英国教育科学省編、山口真訳『青少年の社会参加』1979、総理府青少年対策本部編『青少年白書 昭和54』大蔵省印刷局 1979などが参考になる。

- (27) 高松市民文化センターの日曜子ども教室を例に若干の考察を行っている（拙稿「子どもの文化施設利用学習の具体的展開に関する一考察——高松市民文化センター「日曜子ども教室」の分析を中心として——」第31回日本教育社会学会発表資料、1979）。広瀬鎮編『博物館学講座4、博物館と地域社会』雄山閣出版 1979。佐藤政孝『市民社会と図書館の歩み』第一法規 1979などが参考になる。また、子ども博物館については、深谷昌志・瀬沼克彰他『子どもの遊び博物館構想に関する調査研究』日本余暇文化振興会 1977がある。

※なお本論文は、昭和54年度 文部省科学研究 奨励研究(A)「子どもの文化施設利用学習の可能性に関する実証研究」の一部である。

高松短期大学研究紀要

第 10 号

昭和55年3月1日印刷

昭和55年3月10日発行

編集発行 高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960

印 刷 新日本印刷株式会社
高松市木太町2158